

「特定健診受診のお願い」を送付しています



今回のご案内は、令和4年4月から令和4年10月末日までに健診を受けていない、または、当組合の契約健診(医療)機関以外で受診し、まだ結果のご提出をいただけていない40歳から74歳の被扶養者の方を対象に送付いたします。お手元に通知が届いた方は、ご自身の健康状態を把握するためにも年に1度の特定健診を受診していただきますよう、お願いいたします。

ご注意ください!

①当組合で実施している健康診断は、1年度1回(4月~翌年3月)の受診です。

②生活習慣病予防健診(B区分、C3区分、D2区分)、総合健診(日帰り人間ドック)、特定健診(E区分)を今年度中に受診予定の方、または受診済の方は、特定健診の申込みおよび受診することはできません。

※すでに生活習慣病予防健診、総合健診(日帰り人間ドック)および特定健診を受診済みの方は、行き違いですのでご了承ください。

※ここからクリックはがきをご覧ください。

料金後納
郵便

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4

ケンシン タロウ 様

重要

特定健診受診のお願い

<お問合せ>

東京実業健康保険組合 健康管理課
〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
電話番号：03-3663-1361



特定健診を受診しましょう

当組合では、糖尿病、高脂血症、高血圧などの「生活習慣病の予防」を目的として特定健診を実施しています。

受診締切が令和5年3月31日までと迫っております!

年度末は健診機関も混みあい、予約がなかなか取れない状況となるのが予想されますので、早めのご予約をお勧めいたします。

ご家族のためにも年に一度の健康診断を受けて健康状態を把握し健やかな毎日を送りましょう。

<ご案内は>
令和4年10月31日現在、令和4年度の健康診断を受診していない40歳以上(令和5年3月末現在)の被扶養者の方を対象に送付しています。

特定健診について	
費用	1,500円
主な検査項目	質問票、身体計測、血圧測定、眼底、視力的検査(身体計測)、血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査)

【特定健診受診までの流れ】

1. 受診券をご用意ください。受診券は、すでに**令和4年度10月**にご自宅宛に送付しております。
★受診券が無い場合は、問合せ先までご連絡ください。
2. 受診券が手元に届いたら契約健診(医療)機関から、希望する契約健診(医療)機関に連絡電話にて予約してください。
3. 受診日の前日は夜9時までにご食事をお控え、当日は、受診まで飲酒は避けてください。
4. 受診当日は「受診券」「健康保険証」を持参して下さい。

毎日、必ず受診して、ご自身の健康状態をチェックしましょう!

すでに受診済みおよび当組合へ結果送付済みの方または、受診券予約済みの場合は行き違いでご返却ください。

当組合の契約健診(医療)機関以外で特定健診を受診した方へパート先等で特定健診の検査項目を含む健康診断を受けられた場合、「健診結果のコピー」と「特定健診質問票」を当組合へご提出ください。
※特定健診質問票は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

※ハガキはイメージです

特定健診「集合契約Aタイプ」について

特定健診「集合契約Aタイプ」は令和4年6月22日に受診券を送付しておりますので、今回お送りしましたハガキの【特定健診受診までの流れ】に沿って、ご予約のうえご受診ください。

※自己負担額は1,500円です。

※受診券の有効期限は令和5年3月31日までとなります。

※再発行等の場合は、健康管理課までご連絡ください。

その他の健診として、生活習慣病予防健診(B、D2区分)、総合健診(日帰り人間ドック)もごございますので、当組合ホームページでご確認ください。

また、パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した方は、「健康診断結果表」のコピーと、特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361(代)

